

# 総合計画／実施計画書 兼 事務事業評価シート

事業期間 H21 ～ H23

担当部局	部局名	建設部
	課室名	上下水道課

1. 基本施策名等（基本計画における「基本施策名」等を記入）		
基本施策ID	基本施策名	
3 - 1 - 2	快適な生活空間に必要な施設環境を整える	
重点施策ID	重点施策名	
3 - 1 - 2 - 3	適切な生活排水処理施策の展開	

2. 事業名等			
事業名	生活排水処理事業	事業区分	② ①新規 ②継続 ③その他 ( )
細事業名	合併処理浄化槽事業	実施形態	① ①毎年 ②隔年 ③その他 ( )
事業主体	市	①	①直営 ②指定管理 ③委託
事業種別	① ①自治事務 ②法定受託事務	④	④その他 ( )
実施期間	平成 17 年度 ～ 平成 23 年度	根拠法規	浄化槽法、豊後大野市浄化槽整備推進事業施設条例
各種の計画への反映 (=根拠計画)		生活排水処理基本計画	事業ID

3. 事業の内容等			
事業の背景 公共下水道等の集合処理区域以外の生活排水を処理するため、全国的に合併処理浄化槽が整備されている。市内では、緒方町で市町村設置型浄化槽事業を、その他の町では個人設置型浄化槽事業によって施設を整備してきたが、本年度より個人設置型浄化槽事業に統一して事業を実施しているところである。なお、既設の市町村設置型浄化槽については、従来どおり市で管理をしている。	補助事業	名称	合併処理浄化槽設置整備補助事業
		補助率	国 1/3 県 1/3 その他 1/3
	起債の種類	① 下水道債 ② 過疎債 ③	
事業の目的及び対象 【目的】 公共用水域の水質を保全するとともに公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水を適切に処理する。 【対象】 農業集落排水区域及び公共下水道区域 以外の市内全域	事業概要 (平成20年度実績) 維持管理委託 22,666千円、 使用料徴収 24,770千円 起債償還 4,474千円、 浄化槽設置工事 24,745千円 浄化槽設置補助 36,026千円	前年度の評価 E 維持	評価結果に基づき見直した内容 新規の市町村設置型浄化槽の廃止し、個人設置型浄化槽の事業を推進する。

4. 予算・決算の状況 (単位：千円)								
財源内訳		H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23～
予算	国庫支出金	34,134	19,891	21,821	8,186			
	県支出金	22,882	14,342	16,066	977	977	977	977
	地方債	19,700	11,100	11,000	11,500			
	その他	4	6	44	38,387	31,417	31,417	31,417
	一般財源	59,785	50,020	55,844	9,004	11,117	11,117	11,117
	計	136,505	95,359	104,775	68,054	43,511	43,511	43,511
決算	国庫支出金	34,134	23,659	21,937	8,255			
	県支出金	22,882	14,351	16,105	1,095			
	地方債	19,700	8,700	9,400	11,200			
	その他	14	22	35	36,393			
	一般財源	52,758	44,100	56,066	3,368			
	計	129,488	90,832	103,543	60,311			

5. 実績及び達成目標等			
過去3年間の事業実績と課題			
平成18年度	平成19年度	平成20年度	課題
【実績】 個人設置型：116基設置 市町村設置型：20基設置	【実績】 個人設置型：131基設置 市町村設置型：22基設置	【実績】 個人設置型：104基設置 市町村設置型：28基設置	集合処理区域以外の汚水処理は、合併浄化槽個人設置型で整備することとしたので、この方針で加入促進を強化する必要がある。

達成目標と前年度までの進捗状況……事業成果の目標となる指標と目標数値									
活動指標	合併処理浄化槽の設置数								
効率指標	-								
成果指標	処理人口								単位 人
年度	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	備考		
種別	処理人口	処理人口	処理人口	処理人口	処理人口	処理人口	目標値は下水道等の集合処理区域以外の人口。		
目標値			36,886	36,559					
実績値	15,237	15,888	16,470	17,251					
達成率			44.7%	47.2%					
備考									

# 総合計画／実施計画書 兼 事務事業評価シート

評価対象年度 H20 年度

評価実施年度 H21 年度

担当部局	部局名	建設部
	課室名	上下水道課

6. 前年度の事業評価				評価に関する視点	
事業の 必要性	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	4	時代や市民ニーズの変化への対応、事業目的の緊急性、重要性、さらには他の自治体の動向等を踏まえて評価する。	
理由	世界的にも環境問題が重要視されている中、本事業の実施によって汚水を処理し、公共用水域の水質を保全するとともに公衆衛生の向上を図る必要がある。				
行政の 与	1 2 3 4 5 不要 ← → 必要	評価	5	この事業は行政が実施しなければならない事業なのか、民間でサービスを提供できないのか等、民間との役割分担を考慮して評価する。	
理由	個別排水処理施設整備事業（市町村設置型浄化槽）は、国庫補助制度の中で事業主体は市町村となっており、民間で担うことのできる浄化槽の維持管理については、民間委託により実施している。 なお、浄化槽事業については、平成21年度より市町村設置型を廃止し個人設置型に統一したので、今後は個人が浄化槽を設置する際に市より助成をする方法のみとなる。				
手段の 妥当性	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	5	行政がこの事業を行うこととした場合、事業実施の方法は妥当か、効率的な方法なのか等、外部委託や受益者負担等を含めて評価する。	
理由	市町村設置型の浄化槽に係る維持管理業務については、専門的な技術や資格を有する者が必要であり、事業の効率性を向上させるため民間委託により実施している。 なお、平成21年度より市町村設置型浄化槽事業は廃止し、個人設置型浄化槽事業へ移行しているが、既に設置した市町村設置型浄化槽の維持管理は、引き続き市が実施する。				
事業の 効果	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	3	事業の効果は上がっているのか、事業は効率的に実施できたのか、事業経費は事業実績と比べてどうか等、費用対効果も含めて評価する。	
理由	市内の公共下水道区域及び農業集落排水区域を除く地域の生活排水の処理は、本事業によって実施しているところであり、平成20年度では132基の浄化槽を設置し、年々普及率が向上し事業の効果が上がっている。また、平成21年度より個人設置型で浄化槽の普及を図るため、行政経費の節減につながるものと考えられる。				
事業の 算	1 2 3 4 5 減額 ← → 増額	評価	2	全ての行政経費の削減が求められる中で、予算を減額できないか、できないのであればその理由はなぜか等、事業経費の面について評価する。	
理由	市町村設置型浄化槽事業に係る予算は、施設の維持管理に係る経費が大半を占めており、事業の執行に当たっては経費の節減に努めているが、施設を適切に管理していくためには一定の予算が必要となる。平成21年度より個人設置型の事業によって合併処理浄化槽を普及・拡大していくため、将来に向けて予算の削減につながるものと考えられる。				
人 員 制	1 2 3 4 5 減員 ← → 増員	評価	3	事業経費と同様、職員全体を削減せざるを得ない状況の中で、組織の見直し、グループ制の活用、外部委託等の様々な手法を含めて評価する。	
理由	合併処理浄化槽整備事業を含め、公共下水道事業・農業集落排水事業を兼務で実施しており、また本年度、浄化槽に関する事務が県から権限委譲されており、市として排水処理対策を適切に遂行していくためには、現状の人員体制は必要になる。				
事業 規模	A B C D E F 廃止 終了 統合 縮小 維持 拡大	評価	E	今後の事業規模の方向性について、事業の必要性、緊急性、事業経費や担当職員数の増減等を検討し、社会情勢や市民生活への影響等も十分考慮した上で、事業全体としてどのような方向へ進めていくのかを総合的に判断する。	
理由	公共用水域の水質を保全するとともに公衆衛生の向上を図るためには、今後も継続して市町村設置型浄化槽の適切な維持管理に努めるとともに、個人設置型浄化槽を普及・拡大していく必要がある。				
その他、特記事項	事業の内容や事業規模に関する意見、補足説明、事業改善の方向性等、特記すべき事項を記載する。				
<p>市町村設置型浄化槽、公共下水道及び農業集落排水施設は、それぞれ事業は異なるものの、生活排水を処理するという同じ目的の施設であることから、市が提供する同一のサービスについては、使用者の負担の公平性を確保するため同じ料金であることが望ましい。よって、今後は、受益者負担のあり方を勘案しながら使用料の統一を検討していくこととしており、その際には市町村設置型浄化槽の使用料についても改定していく方針である。</p> <p>平成22年度より、新築の場合の個人設置型浄化槽に係る県補助金が廃止される予定であり、①新築の補助金を廃止する。②新築の補助金の県費負担分を削減する。③県費負担分を市で負担し現行の事業を継続する。のか、早期に市の方針を決定する必要がある。</p>					
部 長	課 長	班 長	担 当 者	内線 E-mail @bungo-ohno.jp	